

# 一部事務組合設立に向けた今後の協議事項について

---

## 組合規約案の協議項目

- (1) **組織名称**  
組合の名称を定めます。
- (2) **共同処理事務**  
焼却処理施設の共同建設及びごみ処理を基本として、共同処理事務の範囲を定めます。
- (3) **事務所の位置**  
一部事務組合の事務所の位置を定めます。
- (4) **議会組織**  
議員定数及び任期等について定めます。
- (5) **管理者**  
管理者及び副管理者の任期等について定めます。
- (6) **執行機関**  
管理者及び副管理者の選任、会計管理者及び職員の任免について定めます。
- (7) **監査委員**  
監査委員の選任、任期等について定めます。
- (8) **経費の負担割合及び支弁の方法**  
組合事業に係る経費について両市の負担方法また割合を定めます。